

○津幡町定住促進住宅取得等奨励金交付要綱

平成25年10月23日

津幡町告示第103号

改正 平成28年3月28日津幡町告示第41号

平成28年9月12日津幡町告示第85号

平成29年7月21日津幡町告示第53号

(趣旨)

第1条 この要綱は、定住を促進し、地域の活性化を図るとともに、子育てを支援することを目的として、本町において一戸建て住宅を新築又は購入し、若しくは増改築等（以下「住宅の取得等」という。）をした者に奨励金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 対象住宅 住宅の用に供する家屋で、次に掲げる要件（増改築等の場合は増改築後）を備えるものをいう。

ア 家屋の床面積の2分の1以上が専ら自己の居住の用に供されていること。

イ 家屋の床面積が50平方メートル以上であること。

(2) 対象借入金等 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条第1項第1号、第2号及び第4号に規定する借入金又は債務をいう。

(3) 居住開始日 対象住宅に居住した日（新築又は購入の場合にあっては、所有権保存若しくは所有権移転登記の日又は取得した住宅に住所を移した日のいずれか遅い日以降の日、増改築の場合にあっては、引渡しを受けた日以降の日）

(4) 交付対象者 住宅の取得等をし、当該住宅に住所を有し、かつ、生活の実態がある者で、居住開始日以後、5年以上定住する意思のあるものをいう。ただし、対象住宅が共有名義の場合等で、同居世帯に複数の対象者がいる場合、当該対象者のうち奨励金の交付の申込み、申請及び受領等に関して世帯を代表してこれを行う者をいう。

(5) 新築住宅等 新築した住宅又は建売住宅等で建築後使用されたことがないものをいう。

(6) 既存住宅等 建築後使用されたことがある住宅で、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 取得の日前20年以内（耐火建築物にあっては25年以内）に建築されたもの

イ 耐震基準に適合することが証明されているもの

(7) 新規転入者 本町に転入した日の前日から起算して前3年以上継続して本町以外に住所を有し、かつ、居住開始日が本町に転入した日から起算して1年以内である者をいう。

(8) 町内建築業者 本町に営業所若しくは事務所を有している法人又は個人のうち、住宅建築事業を営んでいると認められる者をいう。

(9) 町税等 津幡町の条例、規則等に定める税及び料金等をいう。

(奨励金の交付)

第3条 奨励金は、次の各号のいずれかに該当する交付対象者に対し、予算の範囲内で交付する。

(1) 自己の居住の用に供するため、新築住宅等を取得した者で当該住宅の取得等に係る対象借入金等を有するもの

(2) 自己の居住の用に供するため、既存住宅等を取得した者で当該住宅の取得等に係る対象借入金等を有するもの

(3) 自己の所有している住宅について、増改築等（工事費から増改築費用に係る補助金等の額を控除した上で100万円を超えるものに限る。）を行った者で当該工事に係る対象借入金等を有するもの

(奨励金の額)

第4条 奨励金の額は、前条各号のいずれかに該当する場合において、居住開始日の属する年の対象借入金等の年末残高の4パーセントに相当する額（1,000円未満の端数があるときは、その端数全額を切り捨てるものとする。）とし、その額は新規転入者にあつては80万円、その他の者にあつては60万円を限度とする。

2 次の各号のいずれかに該当する場合は、前項に規定する奨励金の額にそれぞれ当該各号に規定する額を加算する。

(1) 新築又は購入の場合であつて、交付対象者と同時に転入した同居者がいる場合 1人につき5万円（限度額15万円）

(2) 新築の場合であつて、町内建築業者が対象住宅の建築を請け負ったものである場合 10万円

3 前項第1号の規定の適用については、居住開始日における状況により判定するものとする。ただし、同居要件に係る部分については、就労、就学等の都合でやむを得ない事情があると町長が認める場合は、居住開始日から3か月以内に同居した同居者に限り、居住開始日における同居者とみなすことができる。

4 奨励金は、20万円までは津幡町商工会が発行する商品券で交付するものとする。

(交付の申込み)

第5条 奨励金の交付の申請をしようとするものは、住宅の新築又は増改築の場合にあつては、当該住宅に係る工事の契約を締結した日から起算して2月を経過する日までに、住宅の購入の場合にあつては、当該住宅に係る購入の契約を締結した日から2月を経過する日までに、津幡町定住促進住宅取得等奨励金交付申込書（様式第1号）により、次の書類を添えて町長に申し込まなければならない。

(1) 工事請負契約書又は売買契約書の写し

(2) 平面図（増改築の場合は、その内容が分かるもの）

(3) 町内建築業者が対象住宅の建築を請け負ったものである場合は、建築業法の許可若しくは宅地建物取引業法に基づく免許を受けたものであることを証する書類又は本町に営業所若しくは事務所を有することを証する書類

(交付申請)

第6条 前条の申込みをした者が、奨励金の交付を受けようとするときは、居住開始日の属する年の翌年の2月1日から3月15日までの間に、津幡町定住促進住宅取得等奨励金交付申請書(様式第2号)により、次の書類を添えて町長に申請しなければならない。ただし、町長は、必要があると認めるときは、当該申請期間を延長することができる。

- (1) 対象住宅の登記事項証明書
- (2) 住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書
- (3) 工事請負契約書又は売買契約書の写し(交付の申込み後に変更があった場合に限る。)
- (4) 平面図(交付の申込み後に変更があった場合に限る。)
- (5) 承諾書兼宣誓書(様式第3号)

(交付決定)

第7条 町長は、前条の規定による奨励金の交付申請を受理したときは、その内容を審査し、交付の適否を決定する。

2 町長は、前項の規定により奨励金の交付を決定したときは、津幡町定住促進住宅取得等奨励金交付決定兼確定通知書(様式第4号)により、不交付を決定したときは、津幡町定住促進住宅取得等奨励金不交付決定通知書(様式第5号)により申請者に通知するものとする。

(奨励金の請求)

第8条 前条の規定による交付決定を受けた者は、津幡町定住促進住宅取得等奨励金請求書(様式第6号)を提出するものとする。

(交付決定の取消し等)

第9条 町長は、奨励金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、奨励金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、奨励金の返還を命ずることができる。

- (1) 居住開始日から起算して5年以内に、対象住宅を売り渡したとき。
- (2) 居住開始日から起算して5年以内に、交付対象者が転居したとき。
- (3) 虚偽その他不正の行為により、奨励金を申請したとき。
- (4) その他町長が奨励金の交付を不相当と認めたとき。

2 町長は、前項の規定にかかわらず、奨励金の交付を受けた者にやむを得ない特別の事由があると認めるときは、奨励金の全部又は一部の返還を免除することができる。

3 町長は、第1項及び前項の規定により奨励金の返還を決定したときは、津幡町住促進住宅取得等返還決定通知書(様式第7号)により通知するものとする。

(現況調査)

第10条 町長は、必要があると認めたときは、奨励金の交付を受けようとする者若しくは奨励金の交付を受けた者に対し、交付資格に関する現況等について報告を求め、又は調査を行うことができる。

(適用除外)

第11条 町長は、次に掲げる者には、奨励金を交付しない。

- (1) この要綱の規定による奨励金の交付を受けたことのある者
- (2) 住宅の取得等に関し、他の補助制度による補助金その他これに準ずるもので町長が指定するものの交付を受けた者
- (3) 所有権保存又は所有権移転登記の日から6か月を超えて居住を開始した者
- (4) 町税等を滞納している者及び町税等を滞納している同居の親族がいる者
- (5) 3親等以内の者から住宅の取得等を受けた者

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年1月1日から施行する。ただし、平成25年10月1日以降の契約締結分から適用する。
- 2 この要綱は、平成33年12月31日限り、その効力を失う。ただし、同日前までに居住開始されている家屋に係る奨励金の交付及び交付された奨励金の返還については、同日以後も、なおその効力を有する。

附 則 (平成28年3月28日津幡町告示第41号)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年9月12日津幡町告示第85号)

- 1 この要綱は、平成29年1月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は公表の日から施行する。
- 2 この要綱の施行日前までに申込み受付したものについては、なお従前の例による。

附 則 (平成29年7月21日津幡町告示第53号)

- 1 この要綱は、平成29年7月21日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は公表の日から施行する。
- 2 この要綱の施行日前までに申込み受付したものについては、なお従前の例による。